

○ 障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全計画に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

令和6年4月1日から義務化されます。



① 安全計画の策定の義務化

- 安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。



③ 保護者への周知の義務化

- 障害児の安全に関して保護者と連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。



④ 安全計画の定期的な見直し

- 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。



② 従業者周知、定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施が義務化されます。
- 研修の実施
- 訓練の実施

ID:46279

- 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

各 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等(以下「事業所等」という。)については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を各事業所等において策定すること(令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化)とされたところです①。

事業所等における安全の確保に関する取組については、既に児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等において示しているところですが、今般、安全計画を各事業所等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して遺漏なく周知していただくようお願いします。

① 児童発達支援センター等の児童福祉施設に対し、安全計画の策定を義務付けている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の3の規定については、同令第1条第1項第3号の規定により、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準となっている。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「通所支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「入所施設基準」という。)に基づき全ての事業所等は、**令和5年4月より当該事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項)

○ **安全計画では、事業所等の設備の安全点検の実施に関すること、従業者や児童に対し、事業所内での支援時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、事業所等が車両による送迎を実施している場合における車両での運行時など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実に行うための従業者への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。**(設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項)

○ **策定した安全計画について、管理者など事業所等の運営を管理すべき立場にある者(以下「管理者等」という。)は、実際に児童に支援を提供する従業者に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第2項、通所支援基準第40条の2第2項、入所施設基準第37条の2第2項)

○ 管理者等は、利用する児童の**保護者等**に対し、**家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を通所開始時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第3項、通所支援基準第40条の2第3項)

○ 管理者等は、PDCAサイクルの観点から、**定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。**(設備運営基準第6条の3第4項、通所支援基準第40条の2第4項、入所施設基準第37条の2第3項)

【安全計画の策定について】

○ 事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所の設備等の安全点検や、事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導、従業者への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。(具体的な安全計画のイメージについては、「事業所安全計画例」別添資料3などを参考の上で作成すること)

○ 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」別添資料4などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこととする。

○ 以上の一連の対応を実施することをもって事業所等における安全計画の策定を行ったこととする。

【児童の安全確保に関する取組について】

○ 児童の安全確保のために行うべき取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害児入所施設運営指針、マニュアル(バス送迎の安全管理マニュアル②)等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定に基づく安全計画(以下「学校安全計画」という。)の策定など幼稚園の取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各事業所等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について**(1)事業所・設備の安全点検**

- ・ 事業所等の設備等(備品、遊具等や防火設備、避難経路等)定期的③に、文書として記録④した上で、改善すべき点を改善すること
- ・ 点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと

② こどものバス送迎・安全管理マニュアル(令和4年10月)

③ 学校安全計画は毎学期1回以上(年に3回目途)とされている

④ 事故防止等マニュアルでは年齢別のチェックリストの作成が奨励されている

(2)マニュアルの策定・共有

- ・ 通常支援時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること
- ・ リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、バス送迎)での従業者が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること
- ・ 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤職員だけでなく非常勤職員、補助者も含め、事業所等の全従業者に共有すること

②児童・保護者への安全指導等**(1)児童への安全指導**

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2)保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

③実践的な訓練や研修の実施

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンRの使用等)の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行うこと
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練を行うこと
- ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業員が受講すること

④再発防止の徹底

- ・ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①(1)の点検実施箇所や①(2)のマニュアルに反映した上で、従業員間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

○ リスクの高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等)での対応を含む事業所内外での事故を防止するための、従業員の役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者侵入等)時における従業員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

○ 事業所内活動時はもちろん、散歩などの事業所外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意すること

その際、保育所等での児童の見落とし等の発生防止に関して発出されている事務連絡のうち、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」別添資料5や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」別添資料6が参考となるので、参照すること

○ 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと

○ 事業所等において、車両による送迎を実施している場合についても、事業所等が実施し、提供するサービスである以上は、支援提供時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、児童の見落としなどがなく対応が必要であること

このため、前述のバス送迎の安全管理マニュアルについて、既にある事業所等のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業所等での取組の補助資料として活用し、車両送迎の安全管理を徹底すること

また、令和5年4月より、事業所等において、①降車時等に点呼等により児童の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備(②については児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所を対象とする)を義務づけており、別途示している内容に沿って引き続き適切に対応すること別添資料7(第三留意事項の2及び3を参考)

○ 都道府県、指定都市、中核市は、新省令の規定に基づき事業所等が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「指定障害児通所支援事業者の指導監査について」(平成26年障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健副支部長通知)の別添1「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」における(別紙)「主眼事項及び着眼点等」の着眼点の欄中の「(1)指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画という。」を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。」の規定に基づき実施すること。

別添資料1 児童福祉法関連 参照条文

別添資料2 学校保健安全法関連 参照条文

別添資料3 事業所等安全計画例

別添資料4 事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

別添資料5 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

別添資料6 園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項

別添資料7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)

(36)障害児支援における安全管理について

<参考1>安全計画の作成の例

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	避難経路点検 緊急連絡表作成 園舎破損箇所点検	遊具の点検 園庭鍵の点検 散歩コースの危険箇所の確認 毛虫駆除	プール・プール周りの 柵の点検 園庭備品の点検	園庭全体(鍵・フェンス・ターザンロープ・排水溝)の点検 防火設備点検	エアコンの確認	プール片づけ 散歩コースの点検 (散歩コース内の公園の遊具を含む)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	暖房器具の点検 使用方法・掃除 園舎破損箇所の点検	冬季に向けての冬囲い 園外水道の水抜き 除雪道具の点検 滑り止めマット	冬用遊び道具の点検 防雪用ネットの点検 送迎車両の点検 氷割り	散歩経路(冬用) 危険箇所(屋根上の雪、滑りやすい箇所)の確認	散歩経路の確認 暖房・ボイラーの確認 防火設備点検	雪解け園庭周りの確認 氷割り

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検) 予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル			
☐ 午睡	2015 年 1 月 25 日	2024 年 8 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ 食事	2004 年 2 月 18 日	2024 年 5 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ プール・水遊び	2007 年 3 月 14 日	2024 年 6 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ 園外活動	2004 年 2 月 18 日	2024 年 6 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ バス送迎(※実施している場合のみ)	2004 年 8 月 29 日	2024 年 5 月 1 日	送迎マニュアルに明記・毎朝の読み合わせ
☐ 降雪(※必要に応じ策定)	2004 年 1 月 31 日	2024 年 12 月 1 日	掲示
災害時マニュアル	2009 年 12 月 15 日	2024 年 9 月 1 日	掲示
119 番対応時マニュアル	2023 年 4 月 1 日	2024 年 4 月 1 日	掲示
救急対応時マニュアル	2004 年 9 月 22 日	2024 年 4 月 1 日	掲示・支援マニュアルに明記
不審者対応時マニュアル	2015 年 7 月 4 日	2024 年 5 月 1 日	掲示・支援マニュアルに明記

(36)障害児支援における安全管理について

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
乳児・1歳以上3歳未満児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
3歳以上児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
学齢期	遊具遊びや散歩時の事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	熱中症対策 水遊びの事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	地震や災害 下校時の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 下校時の歩き方・信号の見方 公園での遊び方(冬バージョン)

(2) 保護者への説明・共有

4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
おたよりで周知	おたよりで周知 面談	おたよりで周知	おたよりで周知 アンケート・面談

(36)障害児支援における安全管理について

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等	21日(金) 火災	19日(金) 火災	16日(金) 火災	21日(金) 火災	18日(金) 午睡時火災(幼児)	15日(金) 火災
その他 ※1	人数確認 アレルギー受け渡し エビペンの使い方	不審者対応	送迎時の安全	熱中症対策 水遊び対策	安全運転講習	エビペンの使い方 車を離れる際
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1	20日(金) 水害・火災	17日(金) 地震・火災	15日(金) 地震・火災 (幼児:大避難訓練)	19日(金) 地震・火災 (学童:大避難訓練)	16日(金) 地震・火災	15日(金) 地震・火災
その他 ※2			送迎時の安全	そり滑りについて		

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
人数確認	直接処遇職員・1年目職員
アレルギー・エビペン	直接処遇職員・1年目職員・給食室職員
送迎時の安全	送迎担当職員

(36)障害児支援における安全管理について

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
アレルギー・エビベン(園内実施) 人数確認(園内実施)	熱中症対策(園内実施) 水遊びについて(園内実施) エビベンの打ち方(園内実施) 車を離れる際(園内実施)	安全を守る取り組み(園内実施)	そり滑りについて(園内実施)

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

上級応急手当講習
リスクマネージャー養成研修

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・毎月ヒヤリ・ハットの集計と分析(SHEL モデルでの分析)
- ・社内ネットと打ち合わせでの共有

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・破損箇所、危険箇所のチェックと修繕などの環境整備
- ・消防署からの訪問と消火指導(6月)

※安全計画は毎年12月の委員会で見直しを行う。

(36)障害児支援における安全管理について

<参考2>安全管理のチェックリストの例

	管理者 印	担当印
日付	/ /	/ /
1 遊具や周りの安全を確認している。		
2 室内・室外で角や尖った部分で危険な箇所には、ガードがしてあるか確認している。		
3 高いところに物をおかないようにしている。		
4 転落予防のため、窓の下に物をおかないようにしている。		
5 出入口をふさがないように気をつけている。		
6 口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かないように注意している。		
7 室内は整理整頓し使用したものは、すぐに収納場所に片付けている。		
8 室内の空気の入れ替えをしたり、過ごしやすい温度や湿度になっているか気をつけている。		
9 園庭の草を引いたり、小石拾いをしたり安全に遊べるよう注意している。		
10 使用後の発達支援室や倉庫の電気は消すようにしている。		
11 支援終了後は各部屋・倉庫のドアを必ず開放している。		
12 テラスの人工芝がずれたり、ジョイント部分が外れたりしていないか確認している。		
13 玩具は遊んだあとと消毒をしている。		
14 水分補給時や食事の前には机を消毒している。		
15 こどもが触れるところは、その都度消毒している。		
16 床が濡れていたり、食べ物が落ちたら、すぐに拭き取って清潔にしている。		
17 テラス、窓、さん、棚、靴箱の掃除をしている。		
18 下痢や嘔吐用のバケツを用意し使ったら補充している。		
19 蜂の巣がないか、蜂はいないか、危険な虫はいないか、気を付けている。		
20 支援者はこどもの行動を確認できる状態である。		

	管理者 印	担当印
日付	/ /	/ /
21 揺れているブランコには近づかないように注意してみている。		
22 こどもの介助で無理に身体（手足）を曲げたり引っ張ったりしないようにしている。		
23 ドアを開閉するときは、こどもの手や足の位置を確認している。		
24 脱臼やアレルギーなど、注意の必要なこどもについて把握している。		
25 園庭で遊ぶとき、遊戯室に集まるときなど、場所を移動するときは必ず人数確認をしている。		
26 個別支援計画の内容を確認し、常にこどもの支援に活かせるようにしている。		
27 日々の打ち合わせや振り返りなど職員間で話し合っている。		
28 こどもの成長や姿を職員間で共有することができている。		
29 こどもに合わせた支援内容を立案したり、個々に応じ工夫している。		
30 保護者への言葉遣いや態度など気をつけている。		
31 こどもの発達や課題について共通理解するために保護者にこどもの状況を伝えている。		
32 定期的に子育ての悩みに対する相談や助言が行えている。		
33 職員間で、こどもの必要な情報は共有できるように報告している。		
34 個人情報取り扱いについて十分に注意している。		

園舎内点検表（毎月1回点検実施）

点検日	点検者	発達支援 室①（手 洗い場含 む）	トイレ ①	発達支援 室②（手 洗い場含 む）	エアコン 床暖	洗濯室	給食室	遊戯室	倉庫	靴箱（玄 関）

遊具点検表（1/W）

月	日	曜日	時	担当者	主任印					
		地面のへこ み 石ころ・雑 草等障害物 の有無	安全領域 の確保	腐食がな いか	損傷部が ないか	ボルトの ゆるみ	突起物が ないか	ぐらつき がないか	異常音が ないか	備考
		ウッドジム	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		ブランコ	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		滑り台	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		砂場	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		鉄棒	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		三輪車	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		四輪トロコ	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	

事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

(別添資料 5)

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は 速やかに	・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119 番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6 月頃	・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11 月頃	・降雪時等の屋外での活用マニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は児童 の入園時	・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案 含む	・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

令和元年 6 月 21 日

厚生労働省子ども家庭局総務課少年化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

(安全に園外活動を行うための取組)

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙1に示す。

（別紙1）

なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

- 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

（事故発生時の対応に関する日常の備え）

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)

https://www3.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_heiku/pdf/guideline1.pdf

（子どもに対する安全の指導）

- 子どもが交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

（1）事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
 - ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
 - ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
 - ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
 - ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。
- 危険箇所等に関する情報の共有
 - ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
 - ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
 - ・また、保育所等の周辺に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。
- 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙2参照）
 - ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
 - ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
 - ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（2）出発前

- 天気、職員体制、携行品等の確認
 - ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
 - ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。
※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等
- ※ 園ごと状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。
- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

（３）道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く。職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい箇所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（４）目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無い安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無い確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

（５）帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

(別添資料6)

園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項

【未然防止のための取組】

<現場への注意喚起>

- 保育中の園児の確認の仕方や点呼の際の留意事項をチラシにして各園に配布する
- 自治体の元職員が巡回職員として、各園の散歩などの園外活動時に同行し、気になる点などを適宜指導する

<園外活動時の人的支援>

- 園外活動に当たって、保育支援者（キッズ・ガード）の活用を促進している
- 散歩中の見守りのため短時間勤務職員を雇い上げている

<指導監査時の対応>

- 園児が行方不明となった場合の対応マニュアル（フローチャート等）を作成しているかについて、指導監査の際に項目化し、確認を徹底する
- 指導監査時にヒヤリ・ハット事案も含めて発生した事故を確認し、起きた要因や施設として何が足りなかったのかを把握し、指導する
- 指導監査時に事故発生報告を確実に行政に報告しているかなどを点検し、各園の安全管理体制をチェックする

<事故報告の共有>

- 園児の見落とし等を含む事故の発生状況について、年次報告として取りまとめ、各園に共有する

【実例を踏まえた留意事項】

- 行き慣れない公園には、死角を正確に把握していないことなどにより、園児を見失うケースがあった
⇒ あらかじめ職員による下見を確実にすることなどが考えられる
- 公園への散歩から園舎に戻る際、人数確認を行ったものの、人数確認に時間を要した結果、確認中に園児が離脱していたケースがあった
⇒ 複数の職員で連携して園児の確認を行うことや、開かれた場所で人数確認を行うなどの取組が考えられる
- 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が起きたケースがあった

⇒ 保護者の出入りの多い時間帯は、特に門扉が確実に閉まっているかなどの確認を徹底することなどが考えられる

- 園舎に隣接している施設での活動であったため、園児の確認が疎かになったケースがあった

⇒ 園外活動時かどうかにかかわらず、保育中は、常に全員の園児の動きを把握することを徹底することなどが考えられる

- 公園などで、複数の園が同時に活動する場合に、自園の園児が他園の園児の中に紛れ、見失ってしまうようなケースがあった

⇒ ・ 自園の目印となるような帽子などを着用させるなど、自園の園児であることを視認しやすくするための工夫を行う
・ 確認時には、園児を列に並べて顔及び名前を確認する、複数の職員により複数回確認する
・ 他園と連携を図り、同じ公園の中でも遊び場所を分けること、帰園時に声を掛け合うことなどが考えられる

(37)教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

参 考

事 務 連 絡
令和6年3月22日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、こうした事案が今後発生しないよう、各種対策を推進してまいりました。

この中でも、送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されており、令和6年3月31日で経過措置の期間が終了となります。

昨年中に実施した教育・保育施設等における安全装置の装備状況の調査(第2回)及びその後の聞き取りにおいて、全ての地方自治体から、経過措置期間終了までには安全装置の装備が全て完了するとの報告をいただいておりますが、今一度、装備予定と回答していた施設・事業所が、実際に装備を完了したことにつ

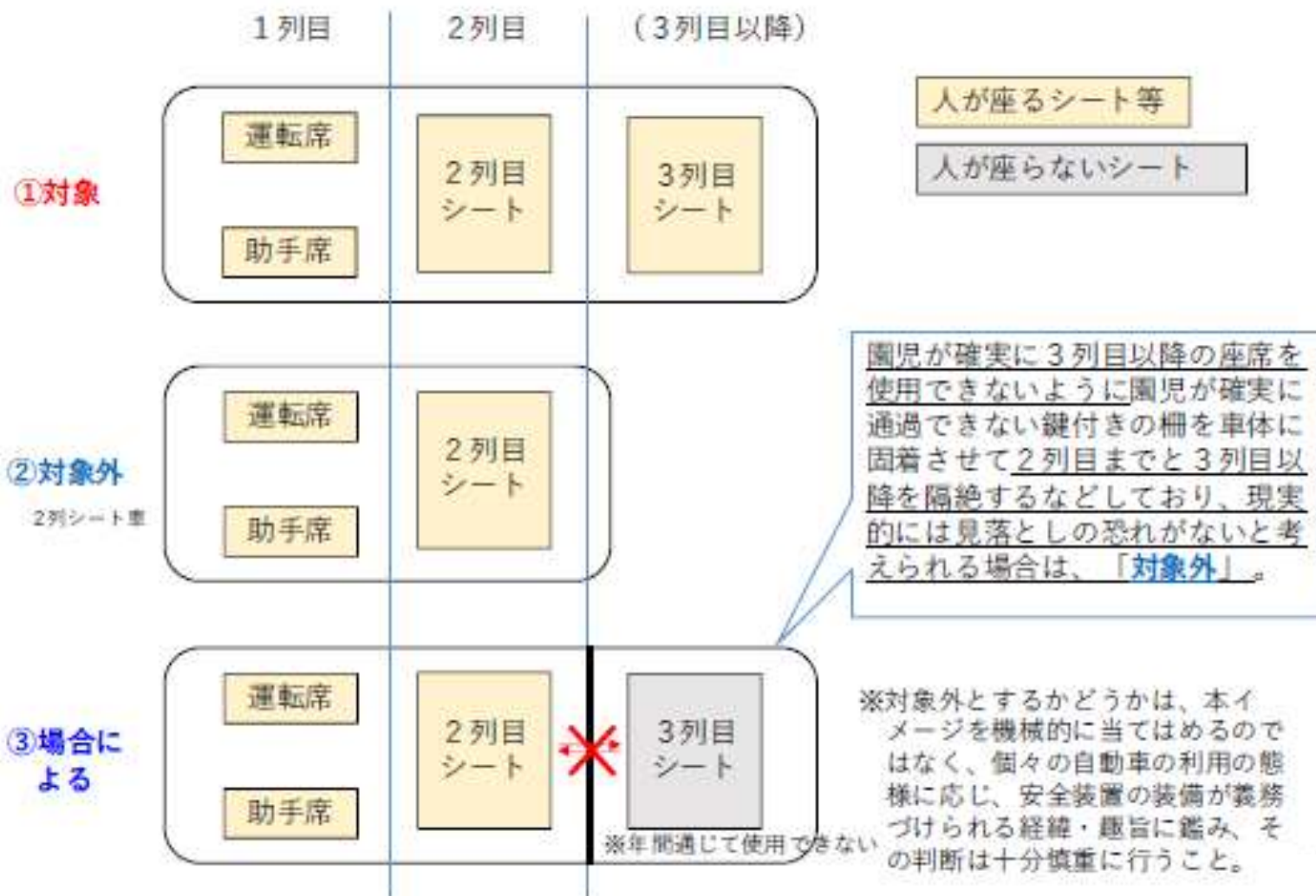
いて、確認いただこうをお願いします。

令和6年3月末に経過措置の期間が終了した後は、安全装置を装備していない送迎用バスが運行することのないよう、引き続き、安全装置の装備の徹底に御配慮いただきますようお願いいたします。

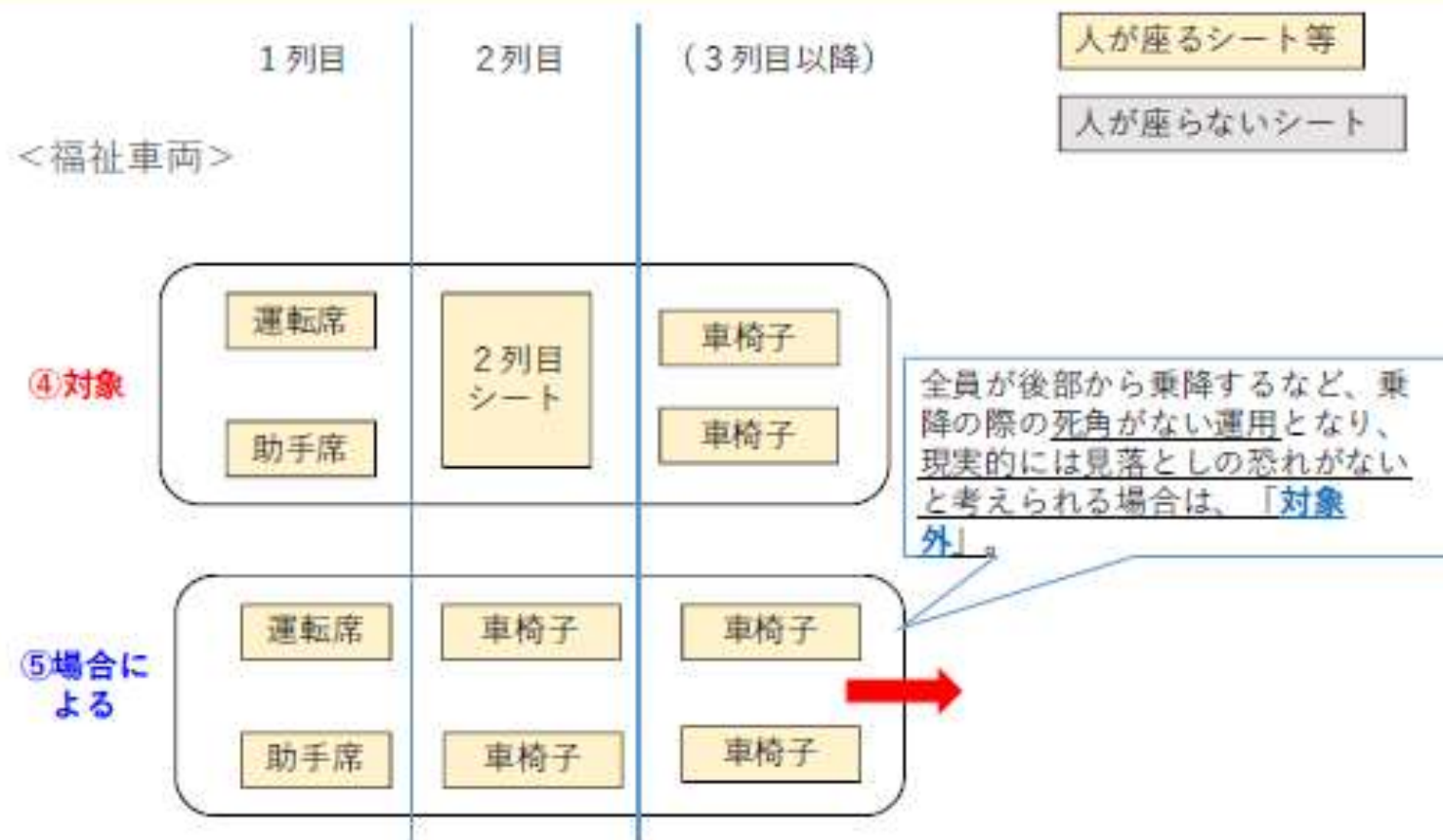
【問合せ先】

- 送迎用バスに対する安全装置の装備全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
Tel:03-6858-0183
Mail:amzentaianku.jikotaiou@cfa.go.jp
- 幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
Tel:03-6734-2595
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
Tel:03-6858-0058
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
Tel:03-6858-0059
- 認可外保育施設(全類型)に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
Tel:03-6858-0183
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
Tel:03-6861-0063

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

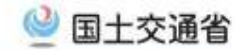


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省URL)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

ガイドラインにおいて規定された主な要件

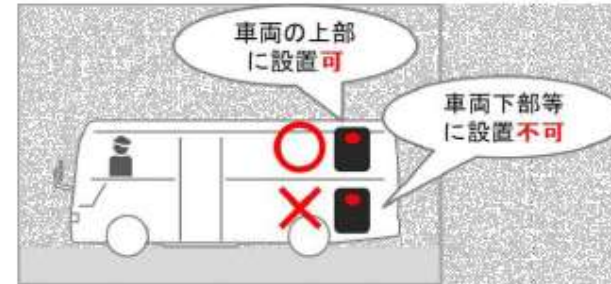


- ①運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

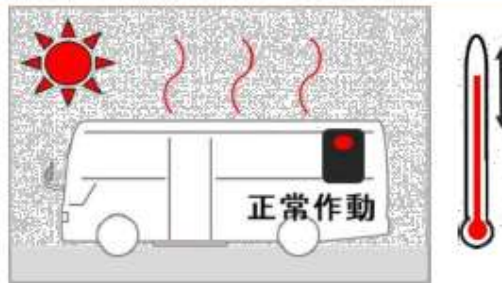
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ②子ども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

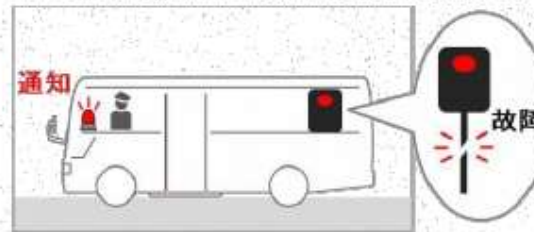


- ③十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。

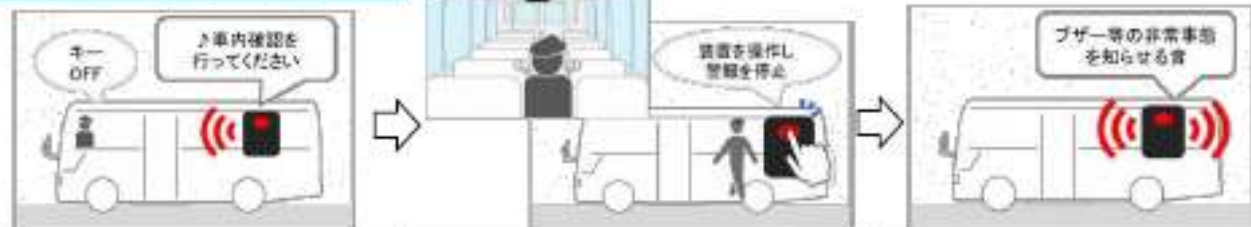


送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置



- ・ 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- ・ 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

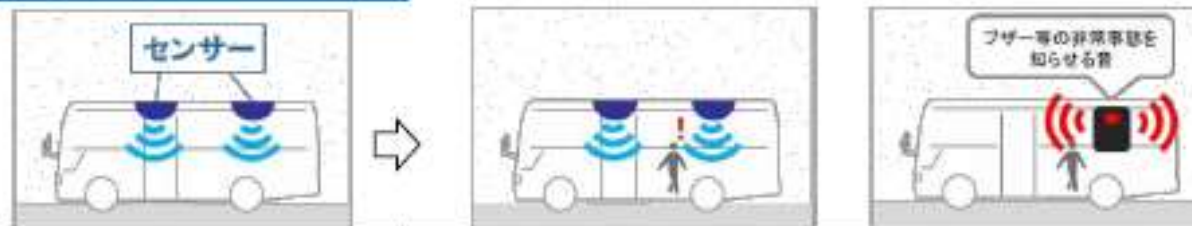


エンジン停止後、運転者等に
車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の
装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、
更に、車外向けに警報

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に
センサーによる**車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、
車外向けに警報

【障害児】令和5年4月施行省令改正 省令改正 関係通知 <https://www.city.okayama.jp/0000046279.html>

障害児支援における安全管理について

こ 支 障 第 169 号
令 和 6 年 7 月 4 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 }

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

障害児支援における安全管理について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援事業所や障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）における安全の確保に関する取組については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県が条例で定めることとされている指定通所支援の事業及び運営に関する基準並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（府令）に従わなければならないこととされており、国が定める基準（府令）（※1）において、こどもの安全の確保を図るため、安全計画の策定が義務付けられているところです。

また、事故発生時には、速やかに、都道府県、市町村（障害児通所支援事業所のみ）、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

さらに、今般、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」において、「障害児支援における安全管理に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。）が策定されました。

障害児支援における安全の確保に関する取組については、既に、「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）や「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）等において示していましたが、今般、改めて、安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について、下記のとおり整理するとともに、ガイドライン（案）を踏まえ「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定しました。

ガイドラインにおいては、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意点や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等を盛り込んでおり、これを各事業所等における安全管理対策の参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本調査研究の報告書において、「障害児入所施設・障害児通所支援事業所においても、教育・保育施設等と同じく国へ重大事故を報告する仕組みが重要である。重大事故の実態や要因の把握・分析のため、報告された重大事故に関する情報は集約・データベース化されることが必要である」と提言されていることも踏まえ、事故防止や再発防止策を推進し、よりこどもの安全確保の取組を進めていく観点から、今後、教育・保育施設等と同様に、国に重大事故を報告する仕組み及び事故情報を集約し公表する仕組みの構築について検討していくこととしています。

これらの仕組みについては、検討が進み次第、追ってお示しすることとしておりますが、基本的には、教育・保育施設等と同様の仕組み（※2）の導入を検討していくこととしておりますので、仕組みの導入に向けての準備の観点から、今後、国が重大事故の報告を求めるに当たっての様式のイメージとして、教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式（別紙2）をお示しします。

（※1）下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（※2）教育・保育施設等（※）においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号）等に基づき、教育・保育施設等で重大事故（①死亡事故、②意識不明事故、③治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故）が発生した場合、市町村・都道府県を通じて、国への報告が必要とされており、国において集約した事故情報は、「教育・保育施設等における事故情報データベース」として、こども家庭庁 Web サイトで公表している。

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

障害児支援における安全管理について

(※) 以下の施設・事業をいう。

- | | |
|--|------------|
| ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型） | ・小規模保育事業 |
| ・幼稚園・認可保育所 | ・居宅訪問型保育事業 |
| ・家庭的保育事業 | ・一時預かり事業 |
| ・事業所内保育事業（認可） | |
| ・病児保育事業 | |
| ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |
| ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） | |
| ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | |
| ・認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設） | |
| ・認可外の居宅訪問型保育事業 | |

(別添資料)

別紙1 「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」

別紙2 教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式

(参考)

URL:「[障害児支援における安全管理等に関する調査研究](#)」報告書

記

1. 安全計画の策定等について

- 指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）は、障害児の安全の確保を図るため、指定基準（※）において、
 - ・ 事業所等の設備の安全点検、職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（以下単に「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること
 - ・ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的に行うこと
 - ・ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこととされている（令和6年4月1日から義務化）。

(※) 下記の2府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

- 安全計画の具体的な内容としては、
 - ・ 事業所等の設備（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
 - ・ 通常の支援の場面、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルの策定・共有
 - ・ こどもに対する安全対策の周知（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）
 - ・ 保護者に対する説明・情報共有（安全計画や安全に関する取組の説明・共有等）
 - ・ 職員の研修・訓練（地震・火災・地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練、救急対応の実技講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、事故予防に関する研修の受講等）
 - ・ 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・対策や職員間での共有等）
 - ・ その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者・関係機関と連携した取組、登降園システムを活用した安全管理等）などが挙げられる。

(安全計画)

- 事業所等においては、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、地方自治体から発出されている事務連絡等も参考にしながら、各年度において、当該年度が始まる前に、安全計画を定めることが求められている。

- 安全計画の策定に当たっては、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を参考にするとともに、安全計画の記載例については、ガイドラインを参考にすること。

【参考：安全計画の作成の例 ガイドラインp37～40】

(安全点検)

- 事業所等の設備等の安全点検については、安全計画やマニュアルの策定時のみならず、少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度で定期的に点検を行うことが重要である。安全点検の際には、事前に、活動や事業所等の状況に応じたチェックリストを活用し、一人ではなく複数名で点検することが望ましい。
安全点検の結果、危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策について話し合い、改善策を講じるとともに、日頃から、事業所等や活動の中で、安全が確保されるよう環境整備を進めることも必要である。

【参考：安全管理のチェックリストの例 ガイドラインp41、42】

(マニュアル策定・共有)

障害児支援における安全管理について

- 活動や事業所等の状況に応じ、リスクが高い場面（例：午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事や事故等）など、各場面に応じた、役割分担や留意点を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、対応が必要な際にすぐに確認できるよう、目に留まる場所に掲示しておくことが必要である。
- 定期的な見直しとあわせて、緊急時に職員が適切に対応できるよう、平時からマニュアルの内容の確認や実践につながる訓練等の実施を行うことも必要である。

【参考：緊急時の対応・体制の確認 ガイドライン p 34】

【参考：災害時対応マニュアルの例 ガイドライン p 47、48】

（こどもに対する安全対策の周知）

- こどもの特性や発達に応じた方法により、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることが重要である。

【参考：こどもに対する安全対策の周知 ガイドライン p 7】

（保護者に対する説明・情報共有）

- 事業所等内や活動における事故のリスクや、事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

【参考：保護者への説明・共有 ガイドライン p 7、8】

（職員の研修・訓練）

- 安全計画やマニュアルを体得できるよう、例えば、読み合わせをする、指差し確認をする、ロールプレイング等の実践的な研修や訓練を行うなどといった取組が重要である。その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば、災害に関する避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的に行うことや、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エビベン®」等の使用）や送迎時の安全等についても実技講習を行うことなど、実践的な研修・訓練を行うことが重要である。
- 地方自治体が行う研修や訓練（オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。）については、常勤・非常勤にかかわらず、事業所等の全職員が受講することが重要である。

【参考：全従業員を対象とした実践的な訓練や研修の実施 ガイドライン p 6、7】

（地域住民や地域の関係者・関係機関との連携）

- 事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の捜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、こどもの安全を守る必要が生じる場合もあることから、事故

発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から顔の見える関係づくりを進め、緊急時の協力・援助の依頼についても検討しておくことが重要である。

【参考：地域や関係機関等との連携 ガイドライン p 8】

（安全管理に関する組織的体制）

- 事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、事業所等の管理者等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（例：安全管理委員会の設置や責任者・担当者の配置等）を進めることが重要である。

【参考：安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置
ガイドライン p 5、6】

2. 日々の支援における事故防止の取組について

- 「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書においては、発生する事故について、サービスごとに、以下のような傾向がみられたと報告されている。

【児童発達支援センターや児童発達支援事業所】

重篤な事故は、食事中の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、アナフィラキシー・アレルギー等により発生している。また、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で、事故が起こりやすい状況にある。

【放課後等デイサービス事業所】

重篤な事故は、行方不明・見失い中（溺水等）、食事中の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病气（てんかん発作等を含む。）、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、交通事故等により発生している。

【障害児入所施設】

全体に事故の発生率が高くなっており、生活全般で幅広い安全対策を行う必要がある。

- また、支援の時間が長くなることや、集団支援を行う場合には、より事故が起こりやすい傾向があったことも報告されている。

（場面ごとの注意点）

- まずは、事業所等の活動内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、それぞれの場面に、どのような危険があるかなどについて、事業所等内で話し合い、全職員で共通認識を図ることが重要である。
- その上で、午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時など、活動の場所や内容を踏まえ、活動の場面に応じて、事故の発生防止に取り組む

障害児支援における安全管理について

ことが重要である（※）。

（※）活動場面と事故の発生防止の取組例

活動場面	事故の発生防止の取組例
睡眠	仰向け寝、口の中の異物の有無の確認 定期的なこどもの呼吸・体位・睡眠状態の確認
食事	こどもの咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー等の情報の職員間の共有等
プール・水遊び	監視者とプール指導者を分けて配置、色のはっきりした帽子等の装着等
送迎時	チェックシートの運転手席への備え付け、目視、点呼、乗降車確認、記録等
散歩・外遊び	手をつなぐ等の配慮、常時の人数確認、飛び出しの危険があるこどもの場合は必要に応じて一対一対応、先頭と最後に職員を配置等

【参考：事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点
ガイドライン p 9～30】

（障害の特性に応じた留意事項）

- それぞれのこどもの障害特性、発達、興味関心等を理解することは、危険の予測や事故の防止につながる。そのため、こどもの障害特性や発達の段階等の理解を深め、こどもに関わる全ての職員で漏れなく共有し、支援に当たることが必要である。

【参考：障害の特性に応じて留意する事項 ガイドライン p 32、33】

3. 事故発生時の地方自治体への報告について

- 事業所等は、指定基準において、支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、
 - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、都道府県、市町村、当該こどもの家族等に、
 - ・ 障害児入所施設等の場合は、都道府県、当該こどもの家族等に、連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。
- 事業所等は、事故発生に適切に対応できるよう、
 - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、指定権者である都道府県並びに支給決定の実施主体である市町村及び当該事業所の所在する市町村が、
 - ・ 障害児入所施設等の場合は、指定権者及び支給決定の実施主体である都道府県が、

どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。

- また、事業所等は、当該事故が消費者事故等（※）に該当する場合は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、消費者庁に対し通知しなければならないこととされており、詳細は、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照すること。

（※）消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に影響を与えるものがある。

【参考資料】消費者庁「消費者事故との通知の運用マニュアル」（平成 21 年 10 月 28 日制定）

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

4. 事故発生後の対応について

（1）事業所等の対応

- 事業所等は、事故が発生した場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討し、事故の再発防止の取組を進めることが求められる。
- 具体的には、事故後の検証を踏まえ、
 - ・ 既に発生した事故が防げるものだったのか
 - ・ 今後、類似の事故の発生を防止するためには何をすべきか
 という視点で、具体的に再発防止策の検討を行うことが必要である。
- 策定した再発防止策については、事業所等の安全点検の実施箇所や安全管理のマニュアル等に確実に反映させるとともに、従業員間での共有を図り、その後の取組状況に応じて、随時見直しを図ることが必要である。
- 事業所等においては、死亡事故等の重大事故はもとより、それ以外の事故（地方自治体で検証を行わない重大事故や重大事故以外の事故）であっても、自ら事故後の検証を行い、事故の再発防止の取組を進めることが重要である。
- また、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析も、重大事故の発生を防止する上で非常に有効である。ヒヤリ・ハット事例を報告する組織内の仕組み（報告手順や様式等）を整えるとともに、報告しやすい雰囲気づくりや、定期的な

障害児支援の安全管理に関するガイドライン

別紙 1

障害児支援の安全管理に関する ガイドライン

令和 6 年（2024 年） 7 月

2. 障害児支援における安全管理のポイント

安全計画の策定

令和 4 年改正児童福祉法においては、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。これに伴い、障害児通所支援・入所支援においても、令和 5 年 4 月 1 日より、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定することが努力義務とされ、令和 6 年 4 月 1 日からは義務化されている。

事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検。マニュアルの策定・共有、児童への安全指導（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）、保護者への説明・共有、訓練・研修、再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）、その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）等についての年間スケジュール（安全計画）を策定する。

本ガイドラインを参照いただくとともに、自治体から発出されている事務連絡やお知らせ等も参考にし、それぞれの事業所等に合った安全計画を各事業所等で作成する。

【安全計画の作成の例 P.37～】

定期的な安全確認・点検、環境整備

活動や事業所等の設備や危険箇所は、安全計画やマニュアル策定時のみならず年間の計画の中で、少なくとも毎学期 1 回（年 3 回）以上の頻度で定期的に確認・点検することが重要である。確認・点検の際には、事前に活動や事業所等の状態に合わせたチェックリストを活用し、一人ではなく複数の人で確認することが望ましい。また、職員自身が安全確認・点検に参加することは、現場に即した安全管理につながるのみならず、各職員の安全管理の意識向上にもつながるため、安全確認・点検に職員自身の参画を促す。第三者による確認も効果的である。危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策を話し合い、改善策を講じる。併せて、日常的な環境整備も重要である。見えるところだけではなく見えない死角（例：棚の中、冷蔵庫、洗濯機等）の確認や、こどもの目線やこどもの特性に合わせた確認を行う。窓際の家具等を設置にあたっては、こどもの目線やこどもの特性に合わせた安全確認を行う。

【チェックリストの例 P.41～】

場面ごとの注意点

事業所等によって活動内容、スケジュール、場所・環境は様々であるため、まずは、自分の事業所等の活動内容や 1 日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、どのよう

障害児支援の安全管理に関するガイドライン

な危険があるかを事業所等内で話し合い、認識することが重要である。その認識をした上で、活動場所・内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが重要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、夏の屋外活動や閉鎖空間等の事故がおりやすい場面・場所等については、特に本ガイドラインで提示している注意事項等も参考に対応することが求められる。

【事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点 P.9～】

基本的なマニュアルの策定と活用

活動や事業所等の実情に応じ、リスクの高い場面（例：食事、プール、移動時、送迎、屋外活動等）について職員が気をつけるべき点、役割等を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成する。作成にあたっては実際の運用を念頭におく。また、緊急時（災害、不審者の侵入、火事、事故が起こった場合等）に、誰が何をすべきかの役割、連絡先、避難先等を具体的にしておく。緊急時マニュアルは、緊急時にすぐ確認できるよう、簡潔でわかりやすいものを作成し、目につく場所に掲示しておく。また、マニュアルは定期的に見直すとともに、平時から内容の確認や実践につながる訓練等も実施する。

ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の重要性

1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には300件のヒヤリ・ハットが隠れていると言われている。ヒヤリ・ハットの収集・分析は重大な事故を予防するうえで非常に有効である。

まずは、ヒヤリ・ハットを報告する組織内の仕組み（報告手順や様式等）を整えらるとともに、報告しやすい雰囲気作りや事業所等内の文化の醸成も重要である。

報告のあったヒヤリ・ハットについては、重大事故が発生するリスクについての要因の分析を行い、対策を講じる。

ヒヤリ・ハットについては、転倒しそうだった、把握漏れになりそうだったというような、結果には繋がらなかったものの事故につながる可能性があったものも積極的にヒヤリ・ハットとして共有することで、事故の防止につながる。

定期的な職員会議、研修等の場を活用して、事業所等内のヒヤリ・ハットや安全対策について、職員への情報共有・周知を行う。全職員が集まる機会のない事業所等では、回覧や掲示板等のツールも活用して周知・共有を図る。

安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、事業所等の長等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（安全管理委員会や責任者・担当者等）を整備する。小規模な事業所等においては、管理者が責任者を兼ねても差し支えないが、一定規模以上の組織においては、安全管理に関する委員会の設置が望ましい。

安全管理委員会や安全管理責任者・担当者は、次の業務を担うことが想定される。

- ・安全計画の策定と活用
- ・安全に関するマニュアルの策定と更新
- ・ヒヤリ・ハットの把握と改善策の検討、実施
- ・職員に対する実践的な訓練や研修
- ・事業所等内の安全確認・点検・環境整備
- ・事業所等内で起きた事故の検証と再発防止策の検討
- ・保護者や関係機関との連携
- ・安全に関する情報収集
- ・安全に関する情報や対策（上記で検討したこと等を含む）の職員への周知・徹底

障害特性と個々のこどもの理解

それぞれのこどもの障害特性、発達、興味関心等を理解することは、危険の予測や事故防止につながる。視覚障害、聴覚障害、盲ろう、知的障害、発達障害、精神的に強い不安や緊張を示すこども、肢体不自由のこども、病弱・身体虚弱のこども、医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども、虐待等の不適切な養育等を受けたこども等、障害や特性、こどもの発達についての理解を深める。それぞれのこどもの特性や興味関心は、会議や研修等を通じて各職員にも共有し、安全管理に関する意識を高めて職員ひとりひとりが、責任感を持てるようにする。

【障害の特性に応じて留意する事項 P.32～】

個別支援計画の重要性

一人一人のこどもの障害特性やニーズを把握して、チームで個別支援計画を作る。アセスメントの際にアレルギーや投薬、医療的ケアなどの医療、補装具や介助等の対応、転びやすい、突然走りだす、口に異物をいれる等の安全上で注意すべき点、こどもの安全に関する保護者からの情報等についても確認し、把握する。医療的な対応が必要なこどもの場合には診療情報提供書や、てんかん発作のあるこどもの場合にはてんかん発作時の発作マネジメント共有シート等も確認する。把握した情報は、こどもに関わる全ての職員で漏れなく共有し、引き継ぐようにする。

複数体制の支援と人員配置

複数で役割を分担し支援にあたることは事故防止につながる。特にリスクの高い場面（例：食事、プール、移動時、送迎、屋外活動等）では、全体を確認する職員や緊急時に対応できる職員を配置する等、余裕をもった体制をとるようにすることが望ましい。個人ではなくチームや組織で支援にあたる。また、こどもの特性に応じた人員配置をとることも重要である。

全職員を対象とした実践的な訓練や研修の実施

障害児支援の安全管理に関するガイドライン

安全計画やマニュアルは、配布するだけでなく、体得することが重要である。体得できるようにするために、例えば、読み合わせをする、指差し確認、安全を守るための環境整備や人の配置、ロールプレイング等の実践的な訓練や研修を行う。

その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば災害に対する避難訓練は、地震・火災だけでなく地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的にを行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビベン®の使用等）、送迎時の安全等も実技講習を定期的に受け、事業所等内でも訓練を行う。不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練を行う。

自治体が行う研修や訓練（オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。）については、常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全職員が受講する。

話しやすい組織づくり

職員間や組織内の円滑なコミュニケーションは、チームワークを促進し、事故の防止につながる。事業所等内での情報の共有ができていない、助けや手伝いの声掛けを躊躇し、1 人で対応したために起きる事故もある。情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取り組みを整えるとともに、職員や組織間のコミュニケーションを円滑にし、お互いに助け合える風通しのよい組織を作る。

個々の意識の重要性

各職員が個人としても責任感を持てるような風土が大切である。事業者は、組織の方針を職員に丁寧に伝え、責任をもって安全管理を踏まえた支援にあたってもらうようにする。また、研修等を通じて、各職員の意識や専門性の向上に努める。安全対策に関する自己点検表を用いる等により、個々の安全意識の向上に努めるとともに、チームでも対応できるようにしていく。

子どもに対する安全対策の周知

子ども自身が安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について触れておくことは、事故を防ぐとともに、特に重大事故の防止につながる。子どもの特性や発達に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることも重要である。

保護者への説明・共有

事業所等の活動や環境、安全のルール等について、保護者にも説明し、理解してもらうことは、事故の防止にも繋がるため重要である。事業所等において親子通園や、保護者が送迎を行う場合等、保護者が関わる活動においても、安全対策について保護者と事前に共有・連携する。アレルギー、子どもの特性等、安全に関する子どもの状況については、日々の変化も含めて、保護者と情報を共有し、お互いに連携する。

このように保護者とも連携し事故を防ぎ、子どもの安全を守ることは重要である。しかし転倒や突発的な行動などの子どもの障害特性により、発達支援のなかでけがや事故が発生する場合もある。そのため事業所等内や活動における事故のリスクや、事故時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

事業所等で子どもへ配慮している事については、家族も家庭で同様に対応している事である場合が多い。例えば、飛び出しがあった際の捜索体制や誤飲があった場合の対応等、事前に家族の相談に応じ事業所等での対応を説明すると共に保護者に助言できるとよい。

緊急時の対応・体制の確認

事故をゼロにすることはできないが、死亡や重篤な事故にならないよう、事故発生時の適切な対応を行うことは重要である。そのためには、まずは、各事業所等でのような緊急事態が生じうるか、その場合にどのように対応すべきかを事業所等内で話し合い、事故発生時の体制・対応マニュアルを作成しておく必要があるとともに、すべての職員が理解しておくことが重要である。

【緊急時の対応・体制の確認 P.34～】

地域や関係機関等との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の捜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じる場合もあり、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。あわせて、いざという時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

自治体との連携

各事業所等を所管する自治体からの事務連絡や案内については目を通すとともに、事故発生時の対応、連絡先、報告対象、報告様式等含めて不明な点があれば、自治体に確認して、緊急時にはすぐ対応できるようにしておく。

障害児支援の安全管理に関するガイドライン

（場面ごとの注意事項）

カ 送迎

1) 送迎車への置き去り

＜事故発生のポイント＞

送迎用バスの降車時に、運転手、乗務員ともに、送迎用バスに子どもが残っていないか確認を行うことや、乗車時、降車時の人数確認等の手順を決めておくことが重要である。

内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」が取りまとめられている。

＜安全管理のポイント＞

- ◇ 送迎を誰が担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要であり、毎日使えるチェックシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行う。
- ◇ 送迎におけるこどもの安全の確保のためには、全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと、管理者の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ることが重要である。
- ◇ 安全管理を徹底する体制については管理者自ら定期的に確認する。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにする。
- ◇ 送迎業務にあたっては、登園時にすべきこと（事前準備、乗車時、降車時、降車後にすべきこと）、降園時にすべきこと（事前準備、乗車時、降車時、降車後にすべきこと）を整理する。
- ◇ 特に、置き去りによる重篤な事故を防ぐために、次の点等に気を付ける。

〔事前準備〕

- ・出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映する。
- ・出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、管理者、主任職員、担当職員と共有する。

〔乗車時〕

- ・同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。
- ・同乗職員は、乗車場所に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡する。
- ・連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認する。

〔降車時〕

- ・同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録する。
- ・運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認する。
- ・その日の確認業務を補助する職員も同様に確認する。

- ・運転手は、置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

〔降車後〕

- ・降車後、担当職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告する。
 - ・情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、管理者等に報告する。
 - ・車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認する。
- ◇ 送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されるため、事業所等の実情に応じて、席の指定を取り入れる。
- ◇ 大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要だが、万が一車内に取残された場合の危険性をこどもたちに伝えるときに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行うことも考えられる。
- ◇ その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎車両に乘ることに不安を与えないよう十分留意する必要がある。

〔支援の例〕

- ・周囲に誰もいなくなってしまう場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
 - ・乗降口付近に、こどもの力で簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置
- ◇ 事業所等の送迎車両（2列以下の自動車を除く。）については、置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務化されているため（児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所が対象）、ガイドラインに適合している製品かどうか留意しつつ、装備を導入する。
- ◇ こども家庭庁の HP に、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）（令和4年10月12日）」や研修動画、ガイドラインに適合している製品等の送迎用バスの安全対策に関する情報が掲載されており、それらも参考にして、事業所等の状況を踏まえて安全対策を講じることが重要である。

【参考】

こども家庭庁ホームページ「送迎用バスの安全対策」

URL：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」

「毎日使えるチェックシート」

「送迎業務モデル例」

「安全管理マニュアル研修動画」

「研修動画資料」

<事故発生時の対応>

- ◇ 事故発生直後、まず、こどもの健康状態の確認し、その後直ちに管理者に報告をする。
- ◇ 所在不明の場合は、ア、所在確認・見守りの項参照
- ◇ 体調不良の場合は、イ、転落・落下の項参照

Ⅱ) 車内の安全と車両事故

<事故発生のポイント>

送迎中は、車内でのこども同士のトラブルやシートベルトの着用等、車内での安全への配慮が必要である。またどんなに注意していても交通事故が起こることがあることから、交通事故が発生した時の対応も事前に計画されているとよい。

<安全管理のポイント>

- ◇ 管理者は、運転する職員の体調を把握するように努める。
- ◇ 障害児入所施設の職員は、宿直後は、公務で運転しない等、職員の体調に応じた運転の決まりを設けておくことが望ましい。
- ◇ 安全運転管理者（いない場合は、外部からの講師を招く等して）による安全管理に関する研修を行う。

<事故発生時の対応>

- ◇ 事故発生時に対応について、車内に車両事故発生時のマニュアルを常備しておく
- ◇ 事故発生直後、まず健康状態の確認をし、その後直ちに報告をする。
 - ① 被害者、けが人の救護
 - ② 119 番、110 番、事業所等へ連絡をする
 - ③ 相手方の連絡先を聞く。事業所等の連絡先を伝える。
 - ④ 保険会社へ連絡する。
- ◇ 落ち着いた対応を心がける
- ◇ 保護者へ連絡する。

キ 出入口の安全

<事故発生のポイント>

出入口からこどもが出ていき、行方不明・見失い等の結果、交通事故や溺水等の重篤な事故につながることもある。

また、出入口では、ドアや窓に手や指を挟むけがや、窓やベランダ等からの落下も起こりうるため、出入口の安全に注意する必要がある。

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

事 務 連 絡
令和6年7月10日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課（室）
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底
について（再周知）

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

標記については、「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について」（令和6年3月22日付け事務連絡）等でお示しし、周知の徹底を行ってきたところですが、このたび、安全装置を装備しないまま送迎用バスを運行している事例がありました。送迎用バスに対する安全装置の装備については関係府省令等により義務付けられており、このような事例は法令違反となることから、改めて、各施設において、安全装置を装備していない送迎用バスが運行されることのないよう、安全装置の装備の徹底に御配慮いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- 送迎用バスに対する安全装置の装備全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL: 03-6858-0183
Mail: anzentaisaku_jikotaiou@cfa.go.jp
- 幼稚園、特別支援学校（全類型）及び認定こども園（幼稚園型）に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全防犯教育係
TEL: 03-6734-2695

- 保育所、家庭の保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL: 03-6858-0058
- 認定こども園（幼保連携型、保育所型、地方裁量型）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL: 03-6858-0058
- 認可外保育施設（全類型）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL: 03-6858-0133
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL: 03-6861-0063

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

参 考

事 務 連 絡
令和6年3月22日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、こうした事案が今後発生しないよう、各種対策を推進してまいりました。

この中でも、送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されており、令和6年3月31日で経過措置の期間が終了となります。

昨年中に実施した教育・保育施設等における安全装置の装備状況の調査(第2回)及びその後の聞き取りにおいて、全ての地方自治体から、経過措置期間終了までには安全装置の装備が全て完了するとの報告をいただいておりますが、今一度、装備予定と回答していた施設・事業所が、実際に装備を完了したことにつ

いて、確認いただくようお願いします。

令和6年3月末に経過措置の期間が終了した後は、安全装置を装備していない送迎用バスが運行することのないよう、引き続き、安全装置の装備の徹底に御配慮いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- **送迎用バスに対する安全装置の装備全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
Tel:03-6858-0183
Mail:anzentaishaku_jikotaiou@cfa.go.jp
- **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
Tel:03-6734-2695
- **保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
Tel:03-6858-0058
- **認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
Tel:03-6858-0058
- **認可外保育施設(全類型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
Tel:03-6858-0133
- **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
Tel:03-6861-0063

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するため1989年に定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締結している世界的な条約である。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。子どもの権利条約は、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としている。また第12条第1項では、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されている。

令和5年4月、こども家庭庁が発足し、あわせて、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行された。こども基本法では、基本理念として、子どもの権利条約の4原則にもあるように、①差別的取扱いを受けることがないようにすること、②福祉に関する権利が等しく保障されること、③自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、④意見の尊重・最善の利益の優先考慮等、こどもの権利擁護に関することが明記された。

また、こども基本法では、こども施策をしっかりと進めていくため、こども施策の基本的な方針となる「こども大綱」を策定することが定められた。こども大綱により、すべてのこども・若者が、身体も心も元気に、周りの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指していくこととなった。

令和4年に改正・令和6年4月に施行された改正児童福祉法（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、社会的養護の下にあるこどもの権利擁護に係る取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うことが規定された。また、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとされた。さらに、これらの取組を進めるに当たって、令和5年12月に「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（以下「スタートアップマニュアル」という。）が策定されており、こどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示されているところである。

障害児支援の分野においても、令和6年4月から、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準において、事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、スタートアップマニュアルに加え、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成した。

また、障害のあるこどもの支援に当たっては、保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいことも想定される。保護者の意見や意向を丁寧に把握し、尊重することは非常に重要であるが、権利の主体はあくまでこどもであることを十分に理解し、こどもに寄り添い、こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益の実現を目的として支援していくことが必要である。

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

（令和6年8月）

目次

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方	2
2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組	3
3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方	3
(1) こどもの育ちについての理解	5
(2) 信頼関係の構築	5
(3) 豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）	8
(4) 意思表出支援	10
(5) 意見形成支援	12
(6) 意見表明支援	13
(7) 意見実現支援	13
4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点	14
(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上	14
(2) 職員の知識・技術等の向上	14
(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備	14
(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等	15
(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用	15
(6) 関係機関・関係者との連携	15
(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画	16
(8) 障害児入所施設的生活単位・活動単位の小規模化	16

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

こどもの支援に関わる事業所・施設の職員は、このことを十分に理解し、こどもの権利擁護に関する学びを続けていくことが必要である。

各事業所・施設において、障害のあるこどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益を優先考慮した支援の提供がより一層図られるよう、本手引きを参考に、取組を進めていただきたい。

2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供が求められている。

具体的には、事業所・施設は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くことが考えられる。

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

事業所・施設の職員が、これらの取組を含め、日々の支援を行うに当たっては、3. 以降に記載する様々な留意点や取組例を参考に、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けて実践していくことが必要である。

3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

障害のあるこどもにおいては、必ずしも言語的なコミュニケーションが可能ではないことや、様々な事情で余暇や文化的活動の経験が限られてきた場合がある。また、こどもによっては、これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思の表出に関わる意欲が委縮している場合等もある。

支援に当たる事業所・施設の職員は、こうした場合があることにも留意しながら、まずはこどもの育ちについて理解した上で、こどもとの信頼関係を構築し、愛着を土台として、安全・安心な環境の中でこどもの自己肯定感を育んでいくことが重要である。

また、こどもが、遊びや豊かな活動等を通じて様々な経験を積み重ねながら、自分が権利の主体であることを理解するとともに、様々な選択肢があることを学ぶことや、自分で選択する経験を増やしていくことが土台となることを認識して「意思形成支援」をしていくことが重要である。

その上で、日常の遊びや活動、生活場面の中で、こどもが表出したことに応答し、こどもが受け止められたと実感し、また表出したいと思えるようなコミュニケーションの繰り返しの中で、こどもの自己肯定感を育んでいくことが重要である。それぞれのこどもの独自の意思表示の方法を理解し、育まれた意思が、言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫し、「意思表出支援」をしていくと同時に、様々な経験を通して「意見形成支援」を積み重ねていくことが大切である。

さらに、こどもの形成された意見を言語化し、こどもにその内容を必ず確認した上で、こどもが思っていることを他の人にも伝えるように言語化・通訳し伝えていくことなどによって「意見表明支援」を行っていくとともに、こどもが表明した意見を反映していくよう「意見実現支援」に努め、こどもが自ら判断し行動することを支えていくことが重要である。

この際、年齢や発達の特性等により、言葉による意思の表出が困難であるこどもに対しては、手話やトーキングエイド、文字盤や絵カードなどの様々なコミュニケーションツールの活用など適切な合理的配慮の実施により、意思表出を支援していくことが重要である。また、意見を言えないと決めつけるのではなく、こどもとともに時間を過ごしている事業所・施設の職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや嗜好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察することや、言葉のみならず、その態度や行動変化など客観的な状況をくみ取るにより意見形成や意見表明を支援していくことが重要である。

また、こどもが表明する意見と職員がそのこどもの最善の利益と考えることに相違が生じる場合、将来も見据えたこどもの最善の利益を考え、こどもの意見や希望を実現できないこともある。そのような場面においては、こどもの意見を否定せず、意見を受容し傾聴することが重要であり、事業所・施設の各職員が役割分担を行い対応することや、事業所・施設の職員以外の意見表明等支援員¹（※）を活用することも考えられる。

障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどももいる。また、表現をしても本人の意図とは違う言葉違いになってしまうこどももいる。そのため、その都度こどもに意思を確認することが必要である。その際、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、こどもに確認を行っていくことが重要である。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。

上述した流れを下図に示すとともに、これらの取組の実施に当たっての基本的な考え方や方法等について、以下（1）から（8）までに示す。

¹ 独立性を担保するとされており、あくまでもこども主導で、こども側だけに立って、その真のニーズが達成できるようにこどもをエンパワメントしていく役割を担う。

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き



(1) こどもの育ちについての理解

乳幼児期に必要な支援は、大人とこどもの安定した愛着関係の構築である。大人との安定した愛着関係が構築されることで、人への期待や信頼感が育ち、こどもが自分の存在を肯定し、他者との適切な関係を形成するための基礎となる。

そのため、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、こどもと受容的・応答的に関わることで、こどもは安心感や信頼感を得て、甘えたいときに甘えられる、嫌なときは嫌と言え、怒りたいときは怒ることができる等の自己主張ができるようになっていく。

その上で、こども自身がより多くの体験・経験を積み、自分らしく生活できるよう、こどもが自分でできそうなことに取り組み、成功体験を増やすことも重要である。大人に支えられながら「自分でできた」という経験を積み重ねることで、達成感につながり、もっと色々なことをしたいというこどもの意欲を引き出し、ひいては自分に自信が持てるようになり人生を前向きに進んでいけるようになる。

また、年齢や発達の段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要であり、その際、大人は、こどもの力を信じて見守るという姿勢で、こどもの主体的な活動を大切にすることが重要である。つまずきや失敗の体験も経ながら、自己決定・自己責任の経験を重ねて大人になっていく。

こうした経験を積み重ねることで、こども自身が自らをエンパワメントし、本来の自分の力を発揮していこうとする力を引き出していくことが重要である。

(2) 信頼関係の構築

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の前提として、支援を行う事業所・施設の職員等とこども本人に十分な信頼関係が構築できていることが重要である。

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心して人間関係を形成するように努める必要がある。

こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

「傾聴」するに当たっては、こどもの存在そのものを認め、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、こどもを理解する必要がある。一見表出が非常に乏しいこどもであっても、こども一人一人の成育環境、性格、心身の状況、成長・発達状況、特性等を踏まえ、そのこどもの感情や意思の表出方法に合わせ、こどもの表出することを傾聴する。たとえ、耳をふさぎたくなるような話であっても、職員はそのこどもの心情に想いを馳せながら傾聴し、一見実現不可能と考えられる意見でも「そう考えているんだ」といった受容の姿勢が必要である。

こどもの意見や気持ちを傾聴する際、職員は、こどもが安心して自分のペースで本音を話せるように、安全な場所を選定して、こどもから表出される意見を丁寧に確認しながら、こどもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるようにじっくりと傾聴する姿勢が大切である。

こどもが表明した内容を理解できない場合、職員は、聴き返すことはもとより、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図る等の創意工夫が求められる。そのこどもに一番適したコミュニケーション方法を見つけ、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようとするのが重要になる。

「今日はどんな遊びをして楽しむか」など、小さなことであっても、こどもの思いや意見を丁寧に傾聴しながらこどもの意思表示や自己決定を促し続けること、そしてこどもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図っていけるよう、取り組んでいくことが求められる。

以下、こどもとの信頼関係の構築に関する取組例を示す。

ア. こどもと信頼関係を築くコミュニケーション

- ・ 親しみをもって日常の挨拶を交わす。
- ・ こどもと目線を合わせて、表情を読み取りながらコミュニケーションをとる。
- ・ 何気ない会話や、眼差しなどの非言語コミュニケーションを通して「大切な存在である」というメッセージを伝え続ける。
- ・ 遊びを通して信頼関係が構築されることや、こどもが身体や表情を用いて意思を表出することにつながることを理解し、こどもと一緒に遊びを楽しむ。
- ・ 握手をする、肩に手をかけるなど、こどもの状態や年齢に応じたスキンシップをする。
- ・ 職員からの働きかけに応答してくれたら、喜んだり、感謝の気持ちを表現したりする。
- ・ こどもの困りごとについて、適切な援助を行い、一緒に問題の解決を図る。
- ・ 対人コミュニケーションの楽しさを感じられるよう、こどもの発言に同意したり、笑いやユーモアを交えながら笑顔で明るく関わったりするなど、肯定的な関わりを心がける。
- ・ 小さな訴えでもしっかりと聞く姿勢を持つなど、こどもと向き合う・寄り添う姿勢や意思を表情と言動・行動で伝えていく。
- ・ こども自身が大変な状況にある時、辛い時などは周囲に助けを求めてよいことや、その場合どのように助けを求めればよいかを教える。
- ・ こどもの欲求、思いや願いを敏感に察知し、その時々状況やこれまでの経緯を捉えながら、

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

時にはあるがまますぐ受け止め、共感し、また時には励ますなど、こどもと受容的・応答的に関わる。

- ・ 職員がこどもとの活動や生活を楽しむ。
- ・ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ・ こどもが意見を表明しても受け止められないと、「言っても仕方がない」となり、意見を表明すること自体を諦めてしまう可能性があるため、どんな些細なことでも、こどもが表明したものを可能な範囲で実現できるよう支援する。

イ. 生活の中における意識

- ・ いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、こどもが心身の疲れを癒すことができるようにする。
- ・ 一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図る。
- ・ 可能であれば、一人のこどもに特定・少数の職員が関わる体制とすることや、事業所・施設の職員によるこどもの受け持ち制にすること等により、それぞれのこどもが「自分のことをしっかり気にしてもらえている」という安心感を得られたり、職員との信頼関係を形成しやすくなりやすくなる。
- ・ こども一人一人の居場所が確保されている。
- ・ 生活する場所が脅かされない安全な場であることを、こどもが意識できるようにする。

ウ. 遊びの工夫

- ・ こどもの気持ちは、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにする。
- ・ こどもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くことができるよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行う。
- ・ こどもが遊びの中で満足感や達成感を得られ、時には疑問や葛藤を感じ、さらに自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度の源となるよう、こどもの年齢や発達段階に応じて、こどもが夢中になって楽しむことができる遊びを提供する。
- ・ こどものリズムやペースに合わせたレクリエーションや運動を行うとともにこどもの年齢や発達段階に応じた図書や玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
- ・ 遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを職員との十分な交流を交えて提供する。

エ. おやつや食事場面における工夫

- ・ おやつや食事場面を通して、こどもが居場所や親密感を感じられるようにするため、楽しんでおやつや食事ができるように心がける。
- ・ 一人一人のこどもが食べやすい環境や食べ方、食器等に配慮するとともに、こどもの嗜好に合わせ、食器を選んで購入する、リクエストされたメニューを準備する等、こどもの希望に沿うよう心がける。

- ・ 準備や片付け等、一人一人のこどもに合った役割を準備し、その役割を果たした際には、感謝の言葉を伝える。

オ. 環境の整備

- ・ 活動スペースや居室をはじめ、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、こどもを取り巻く環境を綺麗に保つとともに、綺麗で適切な環境を常に維持するために、軽度の修繕は迅速に行う。
- ・ 壁にこどもの作品や写真、賞状を飾ることで、こどもが「自分が大切にされている」と感じるようにする。

カ. こどもの自己領域と所有物の確保（主に障害児入所施設）

- ・ でき得る限り他のこどもとの共有の物をなくし、個人所有とし、こどもが「自分の所有物」という認識や喜びを得られるようにする。
- ・ 食器や日用品など、一人一人のこどもの好みに応じて個々に提供する。
- ・ 個人の所有物について記名する場合は、こどもの年齢や意向に配慮する。
- ・ 個人の所有物が保管できるよう、個々にロッカーやタンス等を整備する。
- ・ こどものパーソナルスペースには、こどもの意向が反映されるようにする。

（3）豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）

こどもが、多くの経験をする中で選択肢を拡げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備することが重要である。

また、障害のあるこどもは、障害の特性等により、自分の気持ちを表現することが難しい場合も多いことから、大人側の想いに基づく機会を一方向的に提供してしまうことがあるため、こども時代に自分で選ぶ機会を失いやすい。このため、こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていくことが重要である。

こどもがより多くの体験をすることができるよう、まずは、「この支援者だったらやってみたい」というようなこどもの安心感と信頼感を育み、様々な体験の機会を準備することが重要である。そして、こどもが参加したい体験を自ら選び、支援者と一緒に参加し、肯定的な体験を積み重ねていくことで、こども自身が「自分で選び、自分で決めた」と思えるような機会を設定し、やり遂げることでより自己を肯定できるよう、支援を行うことが重要である。その際、こどもが選ぶとする、チャレンジしようとする体験に関する情報を、そのこどもの年齢や発達段階、障害の特性等に応じて、こどもにわかりやすく伝えることが大切である。

具体的には、以下のような働きかけや支援が考えられる。

ア. 活動場面における配慮事項や選ぶ機会の提供

- ・ こどもの意向や発達の段階に合わせた活動や、個別・集団での活動を織り交ぜた活動を準備し、自発的に活動ができるように支援する。

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

- ・ つまずきや失敗の体験を大切に、こどもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成しながら、自己実現を図ることができるよう支援する。
- ・ こども一人一人に役割を与え、活動の中で成功体験などを積み重ね、責任感を形成しながら活躍できるよう支援する。
- ・ 障害種別や特性により、歩行や移動など活動に参加するに当たって必要となる用具や支援内容が大きく異なることを前提に、用具や支援内容が本人の状況や意向に合うものとなるよう配慮する。
- ・ 苦手な音や他者の動き等の刺激を考慮し、利用する交通機関や座る位置等に配慮する。また、こどもの特性に応じ、公共の場でこどもが困らないよう必要な用具を検討し使用する。
- ・ こどもが様々な活動を選択して取り組む経験を積んでいくために、こどもの希望に応じた活動や多彩な活動を用意するとともに、こどもがリラックスした雰囲気の中で自ら選択した活動を行うことができるよう活動環境を工夫する。
- ・ 行事などの企画・運営にこどもが主体的に関わり、こどもの意見を反映しながら、こどもと一緒に行事を作り上げていく。
- ・ 行事の開催に当たっては、行事当日だけでなく、事前の準備や行事後の振り返りをこどもと一緒に行うとともに、行事の後には、写真と一緒に見ることを通じて、思い出が残るような工夫をする。
- ・ 創作活動では、表現する喜びを体験できるようにするとともに、日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持つことができるようにするなど、豊かな感性を養えるよう支援する。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、いろいろな感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなどの環境を整える。
- ・ 公共交通機関の活用や公共の場での活動など、施設外の活動も実施する。

イ. 生活場面における配慮事項や選ぶ機会の提供（主に障害児入所施設）

- ・ 日課を含めた生活全般について、こどもの意思を尊重するとともに、日常的にこどもと話し合う機会を設け、生活改善に向けての取組を行う。
- ・ こども自身が自分の生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）を行うことができるよう支援する。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりできるような環境を整備する。
- ・ こどもが好みに応じて衣服やシャンプー、タオル等を選び、購入することができるよう配慮する。
- ・ 季節や生活場面に応じた衣服の選択や整理、衣替えを含む保管等ができるよう支援する。

（４）意思表出支援

「意思表出支援」は、形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行うことである。「意思表出支援」に当たっては、支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

傾聴やその他の関わりで得たこどもの信頼関係と、心理的・物理的に安全な環境を前提とし、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、こどもを理解するように努めることが必要である。

障害のあるこどもについては、こどもの障害の特性や発達の段階等をよく理解し、職員間で共有したうえで、こどもが発する日々の小さなサインから心身の些細な変化まで気付けるよう、一人一人のこどもの意思の表出を理解する必要がある。また、こども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。

<こどもの日々の小さなサインや心身の些細な変化の例>

- 好きな音楽が流れると親指の先がびくびく動く。
- 声がすると、目で声のする方を追っている。
- オムライスを食べるときは進みが早く、カレーライスを食べるときは進みが遅い。
- 大きな音がする部屋には入りたがらない。
- 散歩している時、犬が見えたら、口元や目元が緩んだ。
- 表情は変わらなかったが、クリスマスツリーの電飾の方に顔を向けており、電飾が消えると顔を別の方向に向けていた。

こうした、こどもの目の動き、開き方、口元の緩み、声の出方（声音、声質）、繰り返す、何度も要求する、泣く、その場から離れる、ずっと居続ける、自ら見に行く、触りに行くといった細やかな変化や行動を捉え、事業所・施設の職員は、以下のような方法により、こどもの考えや思いを汲み取ることが求められる。

<こどもの考えや思いを汲み取る方法の例>

- 声の調子や雰囲気、行動などのわずかな違いから、こどもの気持ちを探る。
- 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援に当たる。
- 指先、呼吸の速度、力のゆるみ等、わずかな動きであっても表現として汲み取り、こどもの感情を推測する。
- 表情や目の輝き、雰囲気から、こどもの喜怒哀楽の感情を推測する。
- 「絵カード」「写真」「現物」「言葉で表示」「指さし」等の様々な手段を用意し、こどもが自分で意見の表出ができるよう工夫を行う。
- 複数・多職種の職員間で、一つ一つの場面におけるこどもの表現や言葉を共有し、こどもの表現や言葉の真意を推測し、考えや思いを汲み取る意思を推測。

また、事業所・施設の職員は、こどもの障害特性や状態に合わせ、配慮や工夫をしながら、こどもの意思表出を支援していくことが求められる。以下に、こどもの障害特性や状態に応じた配慮事項を示しているが、これらはあくまでも一例であり、障害の種類は同じであっても、その程度や必要とする配慮・ニーズは一人一人異なるため、柔軟に対応していくことが重要である。

<障害特性に応じた配慮事項>

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

- 知的障害のあるこどもに対しては、非言語的な「絵カード」や身振り手振りといった「サイン」等でこどもが意思を表出できるよう配慮する。具体的には、こどもに何かを伝える場合は、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、「絵カード」や「サイン」のほか、模倣をするなどして伝える。言葉で伝えるときは、具体的に一つずつ伝える。また、「絵カード」や「サイン」については、こどもが安心してリラックスしている場面で、遊びながら、身に付けられる機会を設けることが望ましい。
- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しを分かりやすく伝えることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境をつくる必要がある。見通しを持つためには、一つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝えたりするよう心がける。また、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、メモ等を用いて常に確認できる形で伝えたりするよう配慮する。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話していることに集中できる場を準備する。
- 視覚障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、こどものコミュニケーション手段に合わせて配慮する。
- 聴覚障害のあるこどもに対しては、視覚的な情報や保有する聴覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、こどものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。こどもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら、少しずつ場に慣れていったり、人間関係を広げていったりする等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することや、事前に一緒に練習すること等の配慮も必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、適宜休息等を取り入れるなど、こどもの心身に負担がないような配慮が必要である。
- 重症心身障害のあるこどもに対しては、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取るよう努める必要がある。音声のほか、目の動きや表情、筋緊張の状態変化など、かすかな表出となる場合が多く見られることから、生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を利用してそのこどもの意思を捉えたり、視線入力意思伝達装置やバイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取ったりするなど、様々な工夫によりこどもの意思を汲み取ることが重要である。
- 複数の種類の障害を併せ有するこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

<トラウマを受けたこどもに対する配慮事項>

- トラウマを受けたこどもに対しては、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け、こどもにとって安全・安心な環境を整える必要がある。

- こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある考えや気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではないため、職員間や外部の専門家を招いてケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討や理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。職員は、こどもを理解し、支援技術を身に付けるとともに、こどもとの肯定的な関わりや、こどもの長所を褒めるなどストレングスの視点でのコミュニケーションを心がけることが重要である。

事業所・施設において大事なことは、こどもが意思を表出しやすい場づくりや雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聴かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前で聴かれる状況をいかに作っていくかが、意見形成や意見表出につながっていく。

こどもが意思を表出し、表出した意思が受け止められたと実感し、また表出したいと思うことを繰り返していくことが重要であり、これがこどもの自己肯定感を育んでいくことにもつながっていくものである。

一見反応が乏しいと思われるこどもであっても、こうした取組や支援を通じて、周囲からの働きかけを受け止め、意識し、感じ、意思の表出につながっていく可能性があることから、日々の支援の場面において、こどもの小さなサインや心身の些細な変化を見落とさず、こどもと関わっていくことが重要である。

(5) 意見形成支援

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが「意見形成支援」である。表明したい気持ちの言語化を苦手としているこどもは少なくないことから、こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする必要がある。

その際は、こどもと普段の生活を共にしたり、一緒に遊んだりする方法により、こどもが自分の関心や好き嫌いを自由に表現できる関係性を構築すること等を通し、意見形成を支援することが重要である。

<意見形成支援の例>

- こどもが悩みごとや話したいことがあった際に気軽に話せるように「話を聞いてくださいカード」の設置を行う。
- こどもたちが司会進行や書記を務めることも会議を定期的に開催し、活動計画（やりたいこと・食べたい物・行きたい場所）を話し合うなどの取組を実施する。
- 発語はあるものの、自分の気持ちを言葉にすることに抵抗感があるこどもに対して、「意思表示カード」を用意し、カードを見れば伝えられるように支援する。
- 言語によるコミュニケーションが苦手なこどもに対しては、SNSやアプリを使い、文字によるコミュニケーションを行う。
- 「写真」や「絵カード」をこどもの目線に合わせて、手の届きやすいところに掲示し、「〇〇がやりた

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

い」という要求をこどもから訴えられるよう環境設定を行う。

- 発語がないこどもや、「自分の気持ちを察してほしい」と待ちの姿勢が強いこどもに対しては、「絵カード」や「写真」をこどもの手の届きやすいところに用意し、「〇〇がやりたい」という要求を伝えられるよう工夫する。

(6) 意見表明支援

「意見表明支援」は、「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援するものである。また、意見を表明したいものの、言語的な表出をすることが困難なこどもについては、事業所・施設の職員が、こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

〈意見表明支援の例〉

- 特別支援学校への進学を進められていたこどもが、本心では、普通校に進学した後、専門学校に進学したいと考えており、その旨を里親と放課後等デイサービスの職員には伝えることができた。その後、里親と放課後等デイサービス職員が、そのこどもの意見を学校教員に伝え、希望通りに普通校に進学することができた。

(7) 意見実現支援

こどもは、自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。

しかしながら、こどもが表明した意見（主観的な最善の利益）と、大人がこどもの将来を考慮し最善と考える対応（客観的な最善の利益）が必ずしも一致するとは限らない。こどもの発達にとって明らかに不利益だと考えられる場合には、周りの大人が抑止しなければならず、「こどもの最善の利益」という観点から、判断能力や経験が十分に備わっていないこどもの意見が必ずしも「客観的な最善の利益」とはならないケースにおいては、こどもの不利益につながらないよう大人が回避する必要がある。

こうした「こどもの最善の利益」と、こどもが自分のことを自分で決める権利をどこまで尊重するかは、こどもの意向や年齢、発達の段階や判断能力、意見の内容など様々な要素を勘案し、考えていくことが必要である。

事業所・施設の職員は、常にこどもの言動を受け止め、傾聴し、こどもの自分で自分のことを決める権利を大切にしながら、こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努めることが重要である。

4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点

(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」などを行うに当たっては、まずは、職員がこどもの権利擁護の意義や重要性を理解し、なぜこどもの意思形成や意思表出、意見形成や意見表明などを支援する必要があるのか、それにより何が実現されるのか等の基本的な意識を向上させることが求められる。

(2)「職員の知識・技術等の向上」とあわせ、研修等で理解を深めていくとともに、研修等の受講の動機づけや、日々の支援の場面において常にこどもの権利を意識した関わりができるようにすることをねらい、法人や事業所・施設の基本理念や運営方針への明記、こどもの権利擁護の重要性を記した掲示物の掲示、施設長やスーパーバイザー等による日頃からの権利擁護の重要性の発信等を進めることも非常に効果的である。

(2) 職員の知識・技術等の向上

職員にこどもの権利擁護を大切にしている意識があっても、これを実現するには一定の知識・技術等の向上が必要となる。

本手引きも活用して研修を実施するとともに、「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、事業所・施設内部の勉強会、実地研修（OJT）や外部研修の受講等、具体的な研修計画を立て、これに基づき取組を進めていくことも重要である。こうした取組は、事業所・施設全体の権利擁護の意識醸成や支援力の向上にも効果的である。

こうした研修や学習機会の提供が個々の事業所・施設、法人のみでは難しい場合は、市区町村や都道府県、社会福祉協議会といった公的機関が実施する研修を活用することも有用である。

(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備

事業所・施設において、こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会議の設置等の仕組みを構築することにより、個々の職員の意識や判断に過度に依存せず、どのこどもにも一定・同様に権利擁護に関する支援を提供できるようになることが期待できる。

例えば、こどもの権利擁護に関する責任者を配置し、責任者を中心として、個々のこどもの意思の確認方法やこどもの意見の実現に向けたプロセスについて検討したり、このような権利擁護に関する事項について検討する会議を定期的開催したりすることなどが考えられる。

また、事業所・施設は、こどもや家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることが求められている。こどもの権利擁護に関する苦情についても、こどもの権利擁護に関する支援を行う職員と、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員とが協働して対応することが必要である。

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等

事業所・施設の職員は、こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であることや、権利擁護に関する苦情解決の手順等について、可能な限り分かりやすい方法で説明する必要がある。

(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を進めるためには、こどものこれまでの生活環境や家族関係、人間関係や嗜好等の情報を把握しておくことが重要であり、これらの情報が本人の意向を推定する手がかりとなる。

また、こどもの日常生活における意見表明の方法や、こどもの特定の表情や行動から読み取れる意向、感情等について記録・蓄積し、本人の意向を推定する際の根拠とすることが重要である。意見形成・意見表明が難しい場合でも、「このときのエピソードには、こどもの意向を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げることは、こどもの理解と適切なアセスメントにつながり、また「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」における重要な参考資料にもなる。

また、今後の支援において役立て、よりこどもの権利擁護の取組の充実を図るため、なぜそのような「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を行ったのかについての判断の根拠や支援の結果について記録しておくことも重要である。

なお、こうした記録の際には、その意見がこども本人のものであるか、保護者のものであるかを明記しておくことが、こどもを権利の主体とした支援を行うに当たり重要である。

また、これらの記録の作成・保存や活用については、組織全体として進めることが大切である。

<記録の作成・保存・活用の例>

- アイコンタクトや視線、表情、仕草、身体の動き、行動等の感情の表出方法や、快・不快の反応や好みなど、些細なものであっても記録として残し、会議等の場も活用し、職員間で共有する。
- 記録を作成する際は、こどもの反応だけでなく、学校行事や天候の情報もあわせて記録を行い、多角的にこどもの様子を分析できるように工夫する。
- こども本人及び保護者の承諾を得た上で、画像や動画で本人の様子を記録し、こどもの表情や様子をより正確かつ客観的に記録し、関係者間で共有する。

(6) 関係機関・関係者との連携

事業所・施設は、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して、こどもの権利擁護に関する取組を進めることが重要である。関係機関・関係者等との連携に当たっては、(2)の研修等の機会や(自立支援)協議会の場の活用などを通じて、連携の体制を構築していくことが重要である。

(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画

事業所・施設で行われる活動や、事業所・施設の運営に関する事項は、管理者や職員が様々な要素を考慮し決めていくことが前提である。一方で、特にこどもへの支援に関することは、主体であるこども自身の意見を取り入れていくという観点や、こどもが「自分の意見が取り入れられ役に立った」という自己肯定感を得たり、意見を表明することの大切さや有意義さを体感できたりするという観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、こどもを参画させ、一緒に検討することも考えられる。

例えば、職員等で構成される会議等の場に、こどもも参加し意見を言ってもらったり、こどもが集まって意見を言い合う会を定期的に開催し、そこで出た意見のフィードバックを職員が受けるなどといった方法が考えられる。

(8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化

こどもの権利擁護の取組を進めるには、その前提として、こどもとの信頼関係の構築が極めて重要である。そして、信頼関係の構築のためには、「この職員・この大人なら信頼できる」「話を聞いてくれる」「自分の身近なところで一緒にいてくれる」という、特定の大人を中心とした継続的で安定した関係性を築くことが大きな一助になると考えられる。

上記の観点から、障害児入所施設においては、生活単位をより小規模なユニット単位としたり、本体施設とは別の建物・敷地にサテライトを設置したりすること等により、こどもと大人(職員)がより密接な関係性を構築できる環境を整え、こどもが意見や気持ちを表現しやすくなるように対応していくことが考えられる。

なお、この点は、障害児入所施設が、こどもができる限り良好な家庭環境において支援を受けることができるよう努めなければならないとされているとともに、より家庭的な環境による支援を促進する観点から小規模グループケアやサテライト型について報酬上評価が行われていることも踏まえ、取組を進めていくことが大切である。